

## 第3章

### 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

# 市民が支え 身近に実感できる 福祉のまちづくり

高齢社会が進展していく中で、すべての高齢者が住み慣れた地域で、人間としての尊厳が尊重され、安心して自立し、豊かな生活を送ることができる社会の実現が求められています。

そのためには、だれもが高齢期においても、市民が地域の中で自立していきいきと、様々な分野で活動していけるよう、地域全体で支援していくとともに、たとえ心身の状態によって、何らかの援護が必要になった場合でも、自分らしく生きがいをもって生活できる環境をつくっていくことが重要です。特に、本計画においては、健康づくりと介護予防、地域の支援体制の重要性を念頭に置き、高齢者が地域の中で、人々とお互いに理解し協力しあい、ともに支え合いながら、豊かに生活できるような環境を構築していかなければなりません。

そこで、本市では、保健、医療、福祉、教育等各分野との緊密な連携のもとに、「市民が支え 身近に実感できる 福祉のまちづくり」を基本理念として、市民の皆さんとともに、本計画の実現を図ります。

## 第2節 基本目標と重点施策の基本的な考え方

本計画の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

- 基本目標1 だれもが普通に必要なサービスを利用できるまちづくり
- 基本目標2 高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるまちづくり
- 基本目標3 市民参画による生きがいやふれあいのあるまちづくり

### 1 だれもが普通に必要なサービスを利用できるまちづくり

高齢者が必要なときに必要なサービスを普通に受けることができるよう、サービス提供システムの仕組みづくりや保健・医療・福祉の連携による保健福祉サービスを総合的に提供できるように努めます。

特に、介護サービスについては、介護保険の基本理念に基づき、介護サービス利用者の自立支援を目指したサービスの質・量のさらなる拡充のため、本市は民間非営利団体（NPO）も含めた多様なサービス主体からサービス量の安定供給を進めるための環境整備を図るとともに、利用者保護の観点からサービスの質の向上を図る必要があります。

さらに、いつまでも元気で住み慣れた地域において在宅生活が送れるよう、介護予防・健康づくりを進め、高齢者が主体的に自らの健康を守っていけるよう、健康づくり、疾病予防、自立生活への支援の充実を図ります。

#### 重点施策

- 1-1 介護予防・健康づくりの推進
- 1-2 介護サービス基盤の整備
- 1-3 介護サービスの質的向上

## 1-1 介護予防・健康づくりの推進

生涯を通じて健康でいきいきした生活を送ることは、高齢者だけではなく、すべての市民の共通の願いです。特に、高齢者が、できる限り介護を必要とする状態になることを予防するため、心身の健康の維持・増進を図ることが強く求められています。

そこで、疾病の予防と早期発見・早期対応、また、若年期からの生活習慣病の予防等の健康の維持・増進のために、特定健康診査及び特定保健指導や健康教室、地域支援事業等の事業の充実を図ることが重要です。

また、高齢者が豊かな生活を送るには、健康とともに、生きがいをもって生活できることが重要です。そのためには、高齢者が一人ひとりの趣味や楽しみを充実させるとともに、その知識や経験を様々な分野で活用して、地域社会の中で、積極的な役割を果たせるような環境を整備していかなければなりません。こうした環境により、高齢者が「生涯現役」として、社会の中で、積極的な生き方を続けるための大きな支えとなるのです。

こうしたことから、本市では「介護予防・健康づくりの推進」を重点施策として、市民の皆さんとともに、事業の展開を図ります。

## 1-2 介護サービス基盤の整備

介護保険事業を円滑に推進していくためには、高齢者が自らの選択によって、自分に最もふさわしい介護サービスを利用できることが重要であり、サービスの質的量的充実と介護サービスに従事する人の人材育成、確保等のサービス提供体制の一層の充実が求められています。

特に、介護予防や地域と密着した各種サービスについて、事業内容の充実を図ることにより、高齢者とその家族の生活の質を高めていくことが重要となります。

高齢者一人ひとりが身近な地域での心身の状態に最もふさわしい、きめ細かい支援ができるよう、地域包括支援センターを中核施設として、地域密着型サービス等の様々な支援を提供する体制づくりが求められています。

こうしたことから、本市では「介護サービス基盤の整備」を重点施策として、市民の皆さんとともに、事業の展開を図ります。

## 1-3 介護サービスの質的向上

介護サービス基盤の整備に伴い、事業者が提供するサービスの質の確保が重要な課題となっています。

介護・予防給付や地域支援事業等においては、より一人ひとりの心身の特性に配慮した、質の高いサービスを提供していくことが必要となっています。

また、利用者が適切なサービスを選択できるように、介護予防サービスや地域密着型サービスなど、新たな給付メニューを含めたサービス内容についての正確な情報提供を図らなければなりません。

こうしたことから、本市では「介護サービスの質的向上」を重点施策として、市民の皆さんとともに、事業の展開を図ります。

## 2 高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、認知症高齢者に対するサービス提供体制の整備、バリアフリーのまちづくりを推進するとともに、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。

### 重点施策

2-1 認知症高齢者対策の推進

2-2 地域ケア体制の構築

2-3 高齢者にやさしいまちづくりの推進

### 2-1 認知症高齢者対策の推進

脳血管性認知症やアルツハイマー型老年認知症等について、正しい理解の促進を図るための積極的な情報提供を行い、認知症予防に効果があるとされる生活習慣改善の普及に努めます。また、被保険者や利用者へ、成年後見・権利擁護制度の情報提供や制度利用がスムーズにできるよう関係機関の連携と調整を図ります。さらに認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者の地域ケア体制の整備を推進する必要があります。

こうしたことから、本市では「認知症高齢者対策の推進」を重点施策として、市民の皆さんとともに、事業の展開を図ります。

## 2-2 地域ケア体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域社会全体で高齢者を支え合い、自立を支援することが必要です。

多くの高齢者は、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいという意向をもっているにもかかわらず、介護・医療面での不安や、介護する家族の負担などへの配慮から施設への入所を選択せざるを得ない状況にあるものと考えられます。こうした不安や負担などの問題を解消することにより、高齢者が家族や友人のいる住み慣れた地域でそれまでと変わらない生活を続け、その人らしい生活を送ることができるような地域の仕組みづくりを推進する必要があります。

そのためには、地域包括支援センターの相談機能の活用や保健センターなどの相談窓口の機能強化に加え、関係する保健・医療・福祉のなお一層の緊密な連携による包括的なサービスの提供が必要です。

また、高齢者の日常生活を支援するためには、地域のボランティア団体等の見守り活動が重要であり、こうした高齢者の身近な活動の支援を市内全域に広めていくことが課題となっています。

こうしたことから、志木市は高齢者の状態に即した適切なサービスを提供できるよう「地域ケア体制の構築」を重点施策として、市民の皆さんとともに、事業の展開を図ります。

## 2-3 高齢者にやさしいまちづくりの推進

特定高齢者（要支援・要介護となるおそれのある高齢者）や要介護状態にある高齢者にとっても配慮が行き届いたやさしいまちづくりは、外出のしやすさを確保し社会参加を促進する上でも大切な役割をもっています。

そこで、身近な生活道路、商店街をはじめとする足元道路等について、歩道の整備や段差解消、カーブミラー、ガードレールの設置など交通安全施設のハード面における整備を促進するとともに、高齢者を含めた市民の交通事故防止運動を継続して行い、外出しやすく、人にやさしい道路交通の環境整備に努めます。

公共施設についてもバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進め、すべての人にとって利用しやすい環境整備を図っていきます。

また、防犯・防災の充実や成年後見・権利擁護の推進、高齢者虐待への対応など、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

### 3 市民参画による生きがいやふれあいのあるまちづくり

高齢者の積極的な社会参加により、健康で生きがいのある地域での生活を実現するため、生きがいづくり、就業支援、ふれあいの機会づくりなどを市民とともに考え、施策の充実を図ります。また、市民の自主的な活動が地域全体に広がっていくよう、その支援方法を検討します。

#### 重点施策

3-1 高齢者の積極的な社会参画

3-2 福祉コミュニティの推進

#### 3-1 高齢者の積極的な社会参画

明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、それまで培った豊かな経験と知識や技能を生かし、健康でかつ生きがいをもって社会活動ができる環境づくりが必要です。このため、老人クラブをはじめとした既存の高齢者団体やシルバー人材センターの活性化と高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動を推進するための組織づくりを図ります。

#### 3-2 福祉コミュニティの推進

介護保険制度の施行により、サービス利用者は主体性をもちながらサービスの利用を選択していくことになりました。利用者、事業者を含むすべての市民が福祉に対する高い意識をもち、従来と異なった福祉意識の高揚・醸成を図ることが必要となります。

また、これからの高齢社会を地域全体で支えていくには、介護保険サービスや行政の公的サービスだけでは十分でなく、自分の健康は自分で守るというセルフケアの発想と、地域住民相互の身近で日常的な支え合いがこれまで以上に大切となることから、すべての市民が保健福祉の主体であるという意識を自覚していくよう、お互いに啓発していくことも必要となります。

福祉意識に対する社会的環境を整えるため、家庭、地域、教育機関、事業所等と連携して、それぞれの身近な場所で多様な方法により福祉意識の高揚を図っていきます。